私たちの『まちの憲法』を考えてみませんか！

『（仮称）まちづくり基本条例」の制定に向け検討しています

地方分権の流れの中で、これまでの全国画一的な自治体運営が改められ、自主・自律のまちづくりを進めることが可能となりました。そのため、今まで以上に個性的で活力あるまちにするために、市民の皆さんと協働して取り組むことが求められています。

市では、このようなまちづくりを進めるための基本ルールとなる「(仮称）まちづくり基本条例」の検討を始めています。

今回は、平成18年度からの検討状況と今後の取り組みをお知らせします。

※問い合わせ　政策企画課（☎2998-9027・FAX2994-0706）

まちづくり基本条例とは

まちづくり基本条例は「自治基本条例」とも呼ばれ、市民・市議会・市のそれぞれの自治に対する責務や役割などを明確にし、行財政運営や情報公開、市民参加、協働などの自治の基本的なルールを定めるものです。条例の中の最高法規、自治体の憲法とも言われています。

こうした条例は、北海道ニセコ町が平成13年に初めて施行し、以後全国の約80の自治体で制定しています。

埼玉県内では、平成15年に初めて鳩山町が「まちづくり基本条例」を施行し、現在、10の市と町が制定しています。

私の「まちづくり」への思い

篠崎　祐士さん（南永井在住）

私が就職を機に所沢に来て、生活するようになったのはほんの数か月前のことです。所沢について少しでも知見を深めようと思い、たまたま見た市のホームページで今回のまちづくり基本条例のことを知りました。興味を持ち、市主催の勉強会や講演会にも参加してみました。そして、まちづくり基本条例とは、自分たちのまちを自分たちで創造していくツールではないか、という印象を持ちました。

このことをきっかけとして、所沢の歴史や文化、伝統を学び、もっと誇りと愛着をもって生活できるようなまちづくりに自分も参画してみたいと考えています。

ふるさと所沢

鈴木　由紀子さん（東住吉在住）

まちづくりは、そこに住んでいる人達が住みやすくしようと本気で考え、さまざまな考えの中からより良いものが集約されて作られるものだと考えます。そして、「まちづくり基本条例」は、他の自治体が作ったから作るのではなく、何のために作るのか、それがどうなるのか、市民も関心をもって、行政と共に考えていくのが肝要だと思います。また、子どもから高齢者まで誰でも容易に理解できる文章と内容にすべきです。

今、学び育っている子ども達をはじめ、新住民も旧住民も誰もが所沢市を「ふるさと」と愛せるような「まちづくり基本条例」になることを望みます。

これまでの取り組み

後期基本計画への位置づけ

平成18年３月に策定された「第４次所沢市総合計画・後期基本計画」（以下「後期基本計画」）は、計画期間を平成18年度から22年度までとした所沢市のまちづくりを総合的、計画的に進めていくための計画です。

この計画の策定にあたり、「市政への市民参加の機会を増やすこと」や「情報公開を積極的に進めること」「協働のあり方を示すこと」などのご意見を公募市民からいただきました。こうしたご意見を一体的に規定することができる「まちづくり基本条例」の制定が、後期基本計画の重点事業に位置づけられました。

検討懇話会による提案

平成18年７月に自治会やＮＰＯ団体などの地域で活動されている方や学識経験者の５名で構成する「所沢市（仮称）まちづくり基本条例案策定に向けた準備等に関する検討懇話会」（以下「検討懇話会」）を設置しました。委員の皆さんから条例案策定にあたっての基本的な考え方や市民参加の方法などについてご意見をいただきました。

このご意見は、提案書としてまとめられ、平成19年３月に市長に提出されました。

提案書では、条例案策定の基本方針として、次の４つを掲げ、市民・市議会・市が一体となって検討していくことを提案しています。

- 事前に十分なＰＲ活動を実施すること
- 条例案の策定は市民参加で進めること
- 条例案の検討は市民と市職員が一体となって進めること
- 市議会とも十分な情報交換を行い意識の共有に務めること

◎提案書の内容は、市役所１階・市政情報センター、同３階・政策企画課、および市ホームページ（まちづくり基本条例」で検索）でご覧になれます。

市議会の取り組み

所沢市議会では、平成17年12月に「まちづくり基本条例に関する特別委員会」（以下「市議会特別委員会」）を設置し、市民へのＰＲの方法や条例の骨子などの検討を行い、その内容を提言としてまとめています。

この提言は、平成19年２月に市議会に報告され、「自治の基本は市民が主役」という視点で、市民主導による素案作りや条例案骨子などが提案されています。

講演会・勉強会の開催

市民の皆さんにまちづくり基本条例を知っていただくため、講演会や勉強会を各地区の公民館等で平成19年１月から開催しています。

講演会は５回開催し、「まちづくり基本条例ってなに?」と題して、法政大学法学部教授・廣瀬克哉氏に基本的な内容をお話しいただきました。

勉強会は、平成19年12月までに15回開催しました。勉強会では、担当者の説明後、参加者が自由に発言する機会を設けています。

◎講演会や勉強会の様子は、市ホームページ（「まちづくり基本条例」で検索）でご覧になれます。

今後の取り組み

平成20年度の取り組み

平成19年度は、講演会や勉強会を実施しましたが参加者が少なく、まだまだ市民の皆さんにこの取り組みが浸透したとはいえません。

そのため、平成20年度も、条例のＰＲ活動とともに、今までより一歩進めた内容の講演会や勉強会を開催します。その後、皆さんのご意見をいただくため、条例案策定のための市民検討組織を設置する予定です。

なお、この取り組みについては、今後の広報ところざわや市ホームページでお知らせしていきます。

所沢にふさわしい条例を目指して

後期基本計画の策定の際に公募市民の皆さんからいただいた、市民参加の機会の充実・積極的な情報公開・協働のあり方をはじめ所沢市の住民自治や行財政運営のあるべき姿を実現するため、市民・市議会・市が協力して、まちづくりを進めるための基本的なルールや仕組みをつくることを目指しています。

そのため、市が条例の内容を決めてしまうのではなく、より多くの市民の皆さんに条例案策定に関わっていただく必要があります。このことは、検討懇話会の提案や市議会特別委員会からも提言されています。

＊　＊　＊

今後、この条例の具体的な内容や名称なども含めて、市民の皆さんと検討を進め、所沢にふさわしい条例をつくるため、市民の皆さんのご協力と積極的な参加をお願いします。

◀勉強会の様子

市民との協働によるまちづくりを目指して

市長　当麻よし子

地方分権の時代を市民の皆様と共につくりあげていくためには、市民の生活実感に即した「あったか市政」の実現と、市民との協働のまちづくりを推進していく必要があると考えております。現在、所沢市では、まちづくりの基本的なルールを定めた「(仮称）まちづくり基本条例」の制定に向けた検討を進めております。

本市は、緑豊かな自然環境と都市機能が調和した、大きな可能性を秘めたまちです。私たちのまち所沢にふさわしい「まちの憲法」ともいえる条例を、市民の皆様と共につくりあげていくため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

勉強会を開催します！

「(仮称）まちづくり基本条例」の勉強会では、始めに担当職員からまちづくり基本条例の基本的な説明をします。その後、参加者が自由に発言できる時間を設けています。２月と３月の開催日は下記のとおりです。

まだ参加されたことのない方は、ぜひご参加ください。

★条例のことがよくわかります！
★いろいろな人の意見が聞けます！
★まちづくりに興味が持てます！

★　開催日程　★

と　き	と　こ　ろ
２月23日(土)／午後１時～３時	新所沢公民館（大学生・短期大学生・専門学校生が対象）
３月１日(土)／午前10時～正午	椿峰コミュニティ会館本館
３月22日(土)／午前10時～正午	市役所８階大会議室

申し込み・問い合わせ　住所、氏名、電話番号および参加希望日を政策企画課（☎2998-9027・FAX2994-0706／Ｅメールアドレスa9027@city.tokorozawa.saitama.jp）へ電話・ＦＡＸまたはＥメール